

- **児童指導員の資格要件の見直し**
 - 「幼稚園教諭の免許を有する者」を、児童指導員となることができる者に追加
 - 大学において社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科等を修了した者に、「短期大学」での修了者を含まないことを明確化
- **心理指導担当職員の資格要件の見直し**
 - 大学において心理学を専修する学科等を修了した者に、「短期大学」での修了者を含まないことを明確化

| 児童指導員の要件（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条) | | 提出書類 |
|---|--|--|
| ① | 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 | 卒業証明書の写し等 |
| ② | 社会福祉士の資格を有する者 | 資格証の写し |
| ③ | 精神保健福祉士の資格を有する者 | 資格証の写し |
| ④ | 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業証明書の写し等(学科等の履修が確認できるもの) |
| ⑤ | 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 | 大学院への入学が認められた証明書類(学科等履修が確認できるもの) |
| ⑥ | 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業証明書の写し等(研究科等の履修が確認できるもの) |
| ⑦ | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業証明書の写し等(学科等の履修が確認できるもの) |
| ⑧ | 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 | 実務経験証明書(2年以上かつ従事日数360日以上)、卒業証明書の写し等 |
| ⑨ | 教育職員免許法に規定する 幼稚園 、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者 | 教員免許の写し |
| ⑩ | 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者 | 実務経験証明書(3年以上かつ従事日数540日以上、児童の生活指導の経験等) |
| 心理指導担当職員の要件（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条) | | 提出書類 |
| 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 | | 卒業証明書(学科等の履修が確認できるもの)、心理療法の技術・能力を有すると確認できる書類 |